

令和5年

# 区民委員会会議録

とき 令和5年11月27日

品川区議会

令和5年 品川区議会区民委員会

日 時 令和5年11月27日（月） 午前10時00分～午後0時04分  
場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

出席委員 委員長 西村直子君 副委員長 石田ちひろ君  
委員 えのした正人君 委員 あくつ広王君  
委員 山本やすゆき君 委員 藤原正則君  
委員 せらく真央君 委員 横山由香理君

出席説明員 川島地域振興部長 宮澤地域活動課長  
河合生活安全担当課長 中西八潮まちづくり担当課長  
（八潮地域センター所長事務取扱）  
吉野戸籍住民課長 小林商業・ものづくり課長  
廣田文化スポーツ振興部長 篠田参事  
（文化観光課長事務取扱）  
三井スポーツ推進課長

○午前10時00分開会

## ○西村委員長

ただいまより、区民委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査およびその他を予定しております。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

本日は、1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

---

## 1 議案審査

(1) 第78号議案 品川区地域センターの設置に関する条例の一部を改正する条例

(2) 第79号議案 品川区立区民集会所条例の一部を改正する条例

## ○西村委員長

初めに、予定表1の議案審査を行います。

(1)第78号議案、品川区地域センターの設置に関する条例の一部を改正する条例、および、(2)第79号議案、品川区立区民集会所条例の一部を改正する条例の2議案を一括して議題に供します。

これら2議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

## ○宮澤地域活動課長

私からは第78号議案、品川区地域センターの設置に関する条例の一部を改正する条例、および第79号議案、品川区立区民集会所の一部を改正する条例について、一括して説明させていただきます。

委員会資料をご覧ください。両条例は、大井第三地域センターおよび大井第三区民集会所が、現行の位置から、近隣に建設されましたマンション、J.G R A N C o u r t 品川西大井WESTの別棟部分へと移転することから、品川区地域センターの設置に関する条例の大井第三地域センターの位置、および品川区立区民集会所条例の大井第三区民集会所の所在地を定める規定を改正するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、さらに別添資料の、品川区地域センターの設置に関する条例新旧対照表および品川区立区民集会所条例新旧対照表をご覧ください。それぞれ、別表部分の位置および所在地でございまして、ちょっと見づらいのですが下線部分でございまして、これまでの、西大井四丁目1番8号から、新たに西大井二丁目10番3号へ、それぞれ改正するものでございます。

紙でお配りしております資料のほうの、品川区地域センターの設置に関する条例の新旧対照表の部分につきまして、記載に誤りがありますので訂正させていただきます。内容としましては、新旧ともに、その前後、大井第三地域センター以外の記載については省略をしているところですが、その際「品川区第一区民集会所～大井第二区民集会所省略」、「荏原第一区民集会所～東大井区民集会所省略」と記載がございますが、正しくは「品川区品川第一地域センター～品川区大井第二地域センター省略」および「品川区荏原第一地域センター～品川区八潮地域センター省略」でございまして、訂正させていただきます。

恐れ入ります、資料1枚目にお戻りいただきまして、1の移転先、日程等をご覧ください。

(1)の住所につきましては、ただいまの説明のとおりでございます。

(2) の、移転のスケジュールにつきましては、令和6年2月22日までは現在地で地域センター業務を継続し、2月23日金曜日・祝日から25日までの3連休、こちらを使いまして引越作業を行い、26日月曜日から移転先で業務を開始する予定でございます。

2の施設概要につきましては、(1) 地域センターにつきましては、執務スペース中心に、職員用の休憩室、更衣室等々、(2)、第一から第三までの区民集会室でございます。事務室は現状とほぼ同じ大きさでございまして、集会室は、会議室タイプの2部屋につきましては、現状よりそれぞれ10から15㎡程度広くなります。和室タイプにつきましては、10㎡程度小さくなる予定でございます。3室合計では、これまでの175㎡から193㎡へと変更となります。使用料につきましては、記載のとおりでございます。このほか、防災備蓄倉庫および障害者向け駐車場を新たに整備することとなります。また、来場者向けの駐輪場を配備する予定でございます。

3、移転後の跡地活用についてでございます。大井第三地域センターおよび区民集会所の跡地活用につきましては、適応指導教室マイスクールの開設に向けて整備を行うところでございます。

条例は、令和6年2月26日から施行するものであります。

私からの説明は以上になります。よろしくご審議のほどお願いします。

#### ○西村委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

なお、本件、8月21日の当委員会における報告事項、大井第三地域センター・区民集会所の移転についてでも、条例改正に関するご説明をいただいております、ご質疑等もいただいているところでございます。

それでは、ご質疑等がございましたらお願いいたします。

#### ○山本委員

順調に進んでいるという理解でございますので、進めていただいております。現状、進んでいる中で、実際の集会所の移転に向けて、進めていただいているところで何か問題等がないかというところをお聞きしたいというところが一つ。

それから、実務上進めていただいているというところなのですが、その移転先が、今回、初めて民間事業者から借りるという所だと理解しております、ここの契約や条件とかは、今後詰めていかれるということだったと理解しております、その賃料を含めた条件面のところでの状況について、進捗等があれば併せて教えていただければと思います。

それから、移転後の跡地活用のところで、マイスクール開設に向けて準備を行うということでございますが、こちらの施設が、そもそももう築年数が結構経過しているというところでございます、この利用の仕方というのはどのような見通しを持っていらっしゃるのかと。具体的には、その建て替えまでの一定期間を暫定的にマイスクールとしてご活用されるということかなと推測しているのですけれども、そういった見通しについても、現状、分かるところでお教えいただければと思います。

#### ○西村委員長

跡地活用が企画部の所管になりますので、お答えいただける範囲でお願いできればと思います。

#### ○宮澤地域活動課長

まず、1点目の質問でございます。現在は内装工事を進めているところで、内装工事は1月末まで進めているというところでございます、特に問題なく準備を進めているというところでございます。

2点目の契約関係でございます。契約は締結しております、月額賃料につきましても含めて契約は締結しているというところでございます。

3点目の跡地のマイスクールにつきましては、築43年を過ぎております。修繕等をしてやっていけばというところでございますが、跡地活用に関しましては、企画部のほうで検討して、マイスクールというところで、本日補正予算の審議を含めて、説明を文教委員会のほうでされているというふうに向っております。

#### ○山本委員

まず、状況として問題なく進んでいるということで、確認できまして、よかったですと思います。

契約のところについては、賃料の条件という、既に決まって締結済みだということだったのですが、私の記憶や理解が違っていたら大変恐縮なのですが、条件について改めてちょっと教えていただきたいということと、合理的な条件だということだと理解しておりますが、その根拠となるものについて、改めて教えていただければと思っております。

あと、跡地活用については、そういった条件があることを理解しましたので、文教委員会等、ほかの機会を通じて、会派としても確認させていただきたいと思っております。

#### ○宮澤地域活動課長

契約の部分でございます。30年の契約でございます、駐車場や駐輪場を含めた月額賃料につきましては、339万8,340円という形になってございます。

#### ○山本委員

その金額が、区として妥当だというふうに判断されたその根拠とか理由を、簡単でも結構ですのでご説明いただけませんかでしょうか。

#### ○宮澤地域活動課長

金額につきましては、区の中で締結している、賃貸借契約をしている物件等と、ただ大きさや位置というのが同じようなものではございませんが、そういったところと比較して、また近隣にもやはり同じような大きさの賃物件というのはなかなか見当たらないところではございますが、区内の駅前等含めてというところを確認しているところでございます。

#### ○山本委員

なかなか、すぐ具体的な数字のところを把握しないと、何とも申し上げられないところあるのですが、やはりそういった近隣事例等含めて、合理的な金額が算出されているということで理解をいたしました。今回初めて、そういう施設を民間企業から借りるということでございまして、それが無駄なく、割高ではなく使われているかというところは、一つ考えるべきところでもあると思いますので、その点については、私もまた今後ともその勉強していきたいと思っておりますし、無駄のない賃料の契約締結等、今後あるときには心がけていただきたいなと思っております。

#### ○西村委員長

そのほかに、いかがでしょうか。

#### ○あくつ委員

8月の質疑のときにも幾つか取り上げさせていただきましたので、当然、これ自体には反対するものではないのですけれども、そのときも、月額が339万8,000円余ということで、先ほどのご答弁でもあったとおり、近傍同種ではちょっとなかなか比較ができないから大井町駅前というようなお話があって適切だということでありました。これについては、さっき山本委員からもありましたが、

我々も専門家ではないので、何が適切なのかというところは何なのか見えないのですけれども、そういうことでの判断をされているということは確認をしたと。

1点だけ伺います。前回のときに私も地元の議員といろいろ話をしたのですけれども、地元の町会の方のお話で、まず、マンションの中の一部、一区画を使ってこういったものをつくるというのが珍しいということで、地元の方としては、ここは、大手の企業がやっているマンションだから、いろいろ町会にも協力していただきたいのだ、みたいな話があったのですけれども、ここに出ているJ・GRAN Courtという名称のブランドは、調べると、これはJR西日本のブランドであると。JR西日本のいわゆる住宅部門の、ある一定のやはり富裕層と言っているのか、ある程度のそういうものの物件であるということは確認できたのですが、そういう点において、そういった認識でいいのかどうかということと、これもたしかそのとき当時課長にも確認したのですが、この持ち主というかオーナーは、JR西日本という私が調べたものと、地元の方たちが言っている企業とは違う企業だったので、その辺り、今分かる範囲で教えていただければと思います。

#### ○宮澤地域活動課長

賃貸借先のオーナーについてのご質問でございます。今、委員にご指摘いただきました、JR西日本が現在のオーナーでありまして、JR西日本、またその前のオーナーがNTTになってございます。そこも、オーナーチェンジというのも含めて、お話はそれぞれからお伺いしております。また、JR西日本の担当者とお会いしたところでのお話ということになって、JR西日本になるのですけれども、東京のほうであるような物件を構えて、末永く賃貸借の収益を上げていくというふうに向っている中で、さらにそのマンションというのが若い世代の共働き世帯をターゲットとしたマンションというふうに向っておりますので、そういったところからも、地元の町会等との関係性というものもつなげていけたらというように考えているところでございます。

#### ○あくつ委員

では、現在のオーナーは今のとおりでということで、この名称のブランドのところではいらっしゃるということで、しつこいようですが最後に確認したいのは、今後はオーナーチェンジはない、ほぼないと考えていいのか、要するに安定性という点も含めて、区のものが入っているわけですから、あまりそういうのは好ましくないというところで、先ほどもありましたが、決してお安くはないお家賃を払っているわけで、そこについての安定性については、区はしっかり大丈夫だという認識があるのかということと、町会への、これも前回聞いたかな、町会への協力については、地域センターが当然入るわけですから、そこについては働きかけ、あまり個別にそのマンションだけ働きかけるということはやりにくいとは思いますが、当然それは町会自治会加入促進のための条例を持っている品川区ですから、そこはしっかりと町会への協力等も働きかけていただけるのかどうか、この2点お伺いします。

#### ○宮澤地域活動課長

先ほど来になりますが、JR西日本の担当者とお会いしまして、今回の経緯というのを伺っている中で、首都圏に足がかりをつくるというところで、長い目線を持ってオーナーとしてやっていきますというふうには伺っているところなので、そこは区としても安心をしているところでございます。

地域センターの町会への支援というのはいろいろ行っておりますけれども、様々な事業が頻繁にありまして、ウェルカムセンター原にて地域のイベントというのも行われていきますので、そういった中を含めて、居住されている方の町会等への加入も含めて支援できたらなと思っております。

#### ○西村委員長

そのほかにいかがでしょうか。

#### ○藤原委員

移転後の跡地の活用が決まったということで報告はされていて、これは企画部だということでそこは伺わないですけど、前回8月の委員会的时候に、私の印象に残っているのは、もう43年経っているのだと。だからこの建物自体が老朽化しているというような答弁があって、それが一番の理由でここに移転するというような印象があったのです。だから私はそのとき質問したのは、大体この40年ぐらいで老朽化というのであるならば、ほかの地域センターではどこがあるのですかという質問をたしかしましたよね。それで、今、こういう報告を受けて不思議に思うのは、老朽化しているからというのが第一印象であるのです。マイスクールというのは企画部が決めたことだから、そこは答弁できないと思うのだけれども、老朽化しているから新しいところとというような答弁があるのに、ほかの施設を入れていいのですか。もちろんその耐震等はやりますと言うと思うのだけれども、何かしっくりこないのです。老朽化で移転したのに、老朽化の建物をほかの施設でそのまま使うわけですよ、耐震するかもしれないけれども。何かよく分からないのです。

もっと一番最初に、あそこの地域センターは狭いというのがあります。そこが前面に出ていけば、狭かったから移転するのですよねとか、ちょうどいいところ見つかりましたよねと思うのだけれども、同じことを何回も言うてしまうのですが、43年で老朽化しているからというのが一番最初に来ているのに、その建物を違う用途で使うのだったら、それは、だったら使えるではないかと一般の区民の方思うと思います。1か月三百三十何万円の家賃かけて借りていくなれば、まだ使えるではないかというふうにする方がたくさんいらっしゃると思うし、あえて言うならば、私はあの地域の方に話しました。「皆さん移転するの知っていますか」、「知っています」、「1か月330万円ぐらいの家賃かかるのです」「えーっ、そんなするの」と。私がこの耳で聞いたのは、いまだにそういうふうになって、「そんな家賃のことなんか全然聞いてない」と区民の方言っています。私の個人的な知り合いの方です。だから、その辺を説明していただけますか。

というのは、私がまた、町会等へ行って、この地域の方に、こうなのですよ、だからこうなのですよときちんと言わないと、議員としての仕事が全うできないと思うので、改めてお伺いします。

#### ○宮澤地域活動課長

現在の建物が昭和55年に開設して、これまで約43年間近く地域センターと区民集会所として、地域の皆様に利用されてきたというところでございます。地域センター自体につきましては、これから先も地域の人たちの町会・自治会の支援も含めてですが、まず、地域に最も身近な区役所としてこの先にもサービスを提供していくという中で、43年を迎えて老朽化の兆しも出てきました、老朽化も進んできたというところの中で、今後10年、20年、30年、その先というところで、しっかりと大井第三のあの地域でサービスを提供していくに当たりまして、近隣で特にウェルカムセンター原の向かい側に都合のよい物件というのが出てきたというところで、事業者と調整しながら今回、移転することに決まったというところですよ。

43年経っていて、きちんと修繕をしていけば、10年、15年と建物としては存続できるのかなというところの中で、今回企画部から聞いておりますのは、建物を、コストもそこそこかからずに、マイスクールという形でできるというふうに向っているところなので、引き続き、現在の建物の中で活用してやっていくというふうに向っているところでございます。

#### ○藤原委員

今の説明だと、何かよく分からないですね。地域に話すので、今、きちんとしっかり答弁していただきたかったのは、老朽化もありましたと。でも、地域センターとしての平米数をもっと多くないといけないし、あと集会所も広くなるからということも答弁していただきたかったのだけれど、それをそういうふうには、地域に戻ってきちんとと言えるのです。老朽化もあったけれどもということと言えるのです。それと今、課長の答弁で、10年、20年、30年後を考えた、というふうにするとそのとおりなのですが、大丈夫ですよ。契約書を見てないから分からないのですけれども、もう、あのマンションがある以上は永遠に借りられるみたいな契約になっているのですよね。

つまり、何が言いたいかという、途中で、いろいろ事情があって、なぜなら民間のマンションなのだから、いろいろ事情があって「すみません、退去してください」とか「契約をこれで終わりたいです」といったら、何のためにこうやったか分からないではないですか。だからマンションがある限りはずっと借りられるというのはきちんと要綱に入っているのかとか、契約書を見ていないもので、この辺の安定という思いがあるのです。ウェルカムセンター原があるとおっしゃいますけれども、それだったらあそこに建てればいいなという思いもあるので、なぜならウェルカムセンター原の土地は品川区の物でしょう。だったらあそこに建てればいいなという思いも出てしまうのです。だからその辺について、しっかり説明というか、今、答弁いただけますか。

#### ○宮澤地域活動課長

委員ご指摘のとおり、今回移転に伴いまして、集会室の大きさも変わりましたし、また、防災備蓄倉庫ということで機能面等も強化するということもございます。そのときに契約の部分ですけれども、30年間は契約で守られてございます。その30年後につきましては、30年経ってからということになりますが、引き続きということで契約は可能だということです。それは状況に応じていくということにはなるかと思いますが、30年は保障されていくものでございます。

#### ○藤原委員

分かりました。あとは若い議員たちに、30年後どうなったかを見てもらって、きちんと議事録にも残っているので、そういう意味で30年後がどうなるかという思いがあるのですけれども、ただ、もう1回だけ確認しますが、老朽化もありますが、やはり、防災備蓄倉庫の話も出ましたけれども、その地域のために、大きいところをこれだけ金額をかけて借りても、これは、区民の、特にここを使用する町会の方々、区民の方々のためになるということですよ。大きくなって、使い勝手がよくなって、という意味でこれだけのお金をかけても投資対効果はあるということで、課長、よろしいのですよね。

#### ○宮澤地域活動課長

地域センターは、地域の区民の皆様のために日々、サービスを提供しているところでございます。区民集会所が大きくなることや、防災備蓄倉庫ができること、またそれ以外にも、障害者向けの駐車場であったり、授乳室も設けたりとか、様々なサービスの使い勝手がよくなるように、機能を強化しておりますので、それらを含めまして、今後も区民の皆様へのサービス提供というところをしっかりと、大井第三地区へのサービス提供というのを担っていきたいと思っております。

#### ○藤原委員

課長、そういうことをどんどんいい意味で答弁の中へ入れてください。障害者の方の駐車場ができるのですとか、そういう意味においてということ強く、こういう委員会で答弁していただければ、地域で質問を受けたときに、きちんと「皆さん、こうなるのですよ、こうなるのですよ」と。だから、「これだけお金をかけてもこういうふうによくなっていくのですよ」と私も言えるので、そういうところを

言っていただけて、私も安心しました。賛成ですので、よろしく願いいたします。

#### ○西村委員長

そのほかにいかがですか。

#### ○えのした委員

契約年数が30年だということで、築43年ですからプラスするとその後73年、耐用年数などもありますけど、それは賃料なので、その部分は変わらないと思うのですけれども、物価上昇とか今ありますから、逆に、今その高いか安いかわからないところはありますが、30年後を考えるとその賃料そのままで行くというのはいいのか悪いのか、私も判断しかねるところです。例えばこれ、よくマンションは修繕とか大修繕をやると思うのですけれども、そういったところでお金がかかった場合には、賃料には全く影響してこないのかどうなのか。あと、今よく、マンションでも古いものになってくると、修繕積立費が結局それだけどんどん上がってくると思うのです。それによって、そこに入居している方が、ちょっと高いから出ていくとか、マンション自体もう取壊しになると。契約内容が分からないのですけれども、そういったところまで、30年なので、長い期間ですとそういったことも考えられるので、その辺についても区としてはどのようなお考えですか。

#### ○宮澤地域活動課長

月額賃料の部分でございます。月額の賃料につきましては、30年間変わることはない金額で契約をしているということです。ただし、地価の変動であったり、物価等々で、社会一般的に相応の何か変動が起きた場合には、相談という形にはなっておりますが、基本的に賃料は変わらずというところがございます。賃貸借物件でございますので、修繕積立とといったもの等々はその賃料の中に含まれていると解釈しております。

#### ○えのした委員

多分含まれていなるのだろうなということで、それは確認できたので、やはり契約年数が長いので、その時代に合った、区としてもそれが例えば、地域の近隣のほかの賃貸物件と比較して、やはり下がってくる、上がってくるということがあれば、それに応じて、やはり契約内容をJR西日本と協議してやっていただければと思います。

#### ○横山委員

私からは、防災備蓄倉庫のことで、防災機能の強化というところに今回力を入れている部分だと思いますので、その確認だけさせていただきたいのですけれども、こちらの建物自体は地上5階建てということでよろしかったですか。その中の一、二階を今回、地域センターに、という理解だと思うのですけれども、その全体の確認。

あと、こちらの場所なのですけれども、浸水ハザードマップを見たときに、どういった区域になっているのかということをお教えいただきたいなと思いました。といいますのも、この辺りの地域で例えば、平成元年や平成11年などの主な浸水実績があったエリアが少し近くにあたりますので、そういった辺り、どういった部分を工夫されて準備していらっしゃるのかということを確認させていただきます。

#### ○宮澤地域活動課長

まず、建物でございますけれども、この地域センターが入る部分というのは、この別棟部分になります。建物は5階建てなのですが、地域センターが入る部分はその横部分の一、二階になっておりますので、3階部分というのはないということになっております。防災備蓄倉庫につきましては2階部分に

設けるというところがございます。

すみません、今回浸水ハザードマップ等々含めて、浸水被害を想定してというところは確認していないところがございますが、2階部分にできるということと、道路を挟んで反対側にはグラウンドを含めたウェルカムセンター原があるという所で、一体となることができるかと考えております。

#### ○横山委員

これから30年間ですか、長い期間を使っていくということを考えると、今の地球の温暖化ですとか様々な浸水被害を考えたときに、過去、既に実績が多少、近隣に出ているエリアになりますので、ちょっと広い範囲で、30年後を想定するというのはすごく難しいことなのですけれども、可能性を考えていただいて、例えば電気設備の部分ですとか、あとはその備蓄の部分、もし浸水被害があったときにどういうふうに対応していくのかということも、今すぐということではなくて、先々どういうことが必要になっていくのかということも、今後、開設いただいた後に皆さんでいろいろ検討いただいて準備いただくというところもすごく大切な視点かなと思いますので、ぜひ引き続き進めていっていただきたいと思っています。

例えば以前、建設委員会で、五反田のビルができたときに、地下の機械式駐車場があつて、あれは、川が近くにあるということで浸水のこともちんちんと検討されながらやっていたかと思うのですけれども、地下にそういう電気設備があつたりですとか、あとは1階部分にそういった浸水のとときに何か被害の想定等も一応、リスク等を考えながら様々配置していただくということも、5年後、10年後、30年後というのは、もしかすると必要な地域になってくる可能性があるかもしれないというふうにも思いますので、必ずそうなるかどうか分からないのですけれども、過去の実績等を見たところと、あとは今後の雨ですとか集中豪雨ですとか、様々な状況を見ていただきながら、配置等も検討いただきたいと思います。今現在がどうということではありませんので、状況をよく確認していただきながらということだと思ふのですけれども、一言お願いできればと思います。

#### ○宮澤地域活動課長

防災備蓄倉庫につきまして、所管となる防災課とも連携しながら、また、地域センターが入っておりますので、そこでも、日頃からの防災への備えということも検討しながら、併せて進めていきたいと思ひます。

#### ○西村委員長

そのほかに、いかがでしょうか。

#### ○石田（ち）副委員長

この地域センターと区民集会所が移転するというところで、その後に入るのがマイスクールということで、どちらも区民にとっては大事な施設ですけれども、やはり、地域センターや区民集会所が入る場所が賃借というところでは、お金かかるのだ、という、どこかを取得するにしてもお金はかかってくるものなのでそれはそうなのですけれども、30年間契約で、やはり地域センターなどは地域に定着して愛着を持たれてというものになるので、それ以降買い取るということに、取得できるということになっていたりしないのか伺いたいです。

あと、この施設使用料、新しいものが出ていますけど、ちょっと広くなるということなので、区民の方が利用する際の利用料も上がってくるということになっているのですか。ちょっとこの区民使用料のところだけ、金額を教えてくださいたいのです。以前の使用料からどれくらい上がっているのかお聞きしたいなと思ひます。

### ○宮澤地域活動課長

賃貸借物件に入るといところでございます。30年間賃貸借をしていくといところでありまして、その先買い取るとかどうこうといところに関しましては、ちょっと今現在では検討はないといところでございます。

区民集会場の使用料につきましては、会議室タイプの第一・第二集会室につきましては、大きさが今よりも大きくなります。そのため、時間帯等によって金額の違いはありますけれども、200円から700円の間で金額をアップするといところなんです。一方、和室であります第三集会室につきましては、大きさが少し小さくなりますので、その分100円から400円近くの金額は現状よりダウンするということになります。

### ○石田（ち）副委員長

分かりました。やはり区民の財産という形で残っていくといいなというふうに思ったので、その30年後というのも聞いてしまったのですが、その先はまだ分からないということなんです。地域にとって大事な施設ですので私も反対するものではないのですが、やはり今後、今、ほかの委員からも出ましたけれど、どうなっていくのかちょっと分からないといところはありますので、ここは注視していかなくてはいけないなというふうに思っています。

### ○西村委員長

そのほかによろしいですか。

### ○せらく委員

こちら、今回初めての民間のお部屋を借りるといことで、30年後もそれ以降も地域の皆様に親しまれるような施設になるように、若い世代からもしっかり注視してまいりたいと思いました。

それで、先ほど出ました集会所の使用料のところなのですが、広さ等でちょっと上がってきているといところで、広さ以外に附属の設備などで、移転後にグレードアップした部分がありましたら教えていただきたいと思えます。

### ○宮澤地域活動課長

2階部分に防災備蓄倉庫と2つの集会室を備えるといところで、和室を出た所になりますけれども、授乳室を新たに設けるといところでございます。授乳室につきましては隣に給湯室も備えますが、授乳室の中に、ご利用できるようにソファや荷物置きについても整備するところがございますけれども、調乳用の温水器も設置して、利便性を高めたいというふうに考えているところです。それ以外には障害者向けのトイレであったり共用トイレも配備する考えでございます。

区民集会所の中身の部分の設備につきましては、今回移転するといことで、机と椅子等に関しましては新調する予定でございます。併せて、プロジェクター等の設備というのは引き続き設けて、音響設備も新たな物を設置する予定でございます。

### ○西村委員長

そのほかによろしいでしょうか。

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第78号議案、品川区地域センターの設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いいたします。

### ○えのした委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成いたします。

○山本委員

賛成いたします。

○石田（ち）副委員長

賛成です。

○藤原委員

賛成です。

○せらく委員

賛成です。

○横山委員

賛成します。

○西村委員長

それでは、これより、第78号議案、品川区地域センターの設置に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第79号議案、品川区立区民集会所条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いいたします。

○えのした委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成いたします。

○山本委員

賛成いたします。

○石田（ち）副委員長

賛成です。

○藤原委員

賛成です。

○せらく委員

賛成です。

○横山委員

賛成します。

## ○西村委員長

それでは、これより第79号議案、品川区立区民集会所条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○西村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

---

(3) 第76号議案 令和5年度品川区一般会計補正予算（歳出 区民委員会所管分）

## ○西村委員長

次に、第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算（歳出 区民委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

## ○小林商業・ものづくり課長

私からは第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算（歳出 区民委員会所管分）、区内事業者への物価高騰等対策支援についてご説明いたします。

まず、令和5年度品川区一般会計補正予算説明書の14ページ、15ページをご覧ください。

14ページでございますけれども、今般、中小企業活性化に係る補正予算としまして、歳出予算5款産業経済費1項産業経済費に1億5,185万9,000円を追加しまして、合計で46億3,079万5,000円とするものでございます。

続きまして、15ページをご覧ください。歳出予算の内容でございますけれども、中小企業活性化事業費、商業・ものづくり課のうち、省エネルギー対策設備更新助成金を8,002万2,000円、運送事業者等燃料費高騰対策支援金を7,183万7,000円、合計して1億5,185万9,000円を計上するものでございます。なお、歳入につきましては、当該補正予算については全て区の一般財源を充てることとしております。

詳細につきまして、A4判の資料、右上に「区民委員会資料」と書いてある資料で内容についてご説明いたします。お手元の「第76号議案 令和5年度品川区一般会計補正予算 区内事業者への物価高騰等対策支援について」という題名の資料をご覧ください。

今回2件ございますけれども、最初に、1、省エネルギー対策設備更新助成金から説明いたします。

目的でございますが、エネルギー価格の高騰が長期化し、安定的な事業活動に影響が生じていることから、省エネルギー対策に資する設備更新への助成を行うものでございます。こちらはもう既に補正予算で成立しているものでございますけれども、7月の受付開始時点での想定件数200件を超える申請となり、さらに増える見込みであることから、引き続き、区内中小企業等の事業継続の下支えおよび区内経済の活性化を図ることとしております。

2の助成内容でございます。本件は7月18日から申請受付を行っている助成金のスキームを継続す

るものでございまして、助成金対象者などの要件につきましては、今回、手続きの締切期限以外は、5月26日の区民委員会において説明した第31号議案の説明資料と同じ内容となっております。

①助成金額でございませけれども、上限80万円、助成率は対象経費の5分の4。②対象者としまして、区内中小企業、個人事業主、全業種でございませ。③対象経費としまして、事業活動に資する設備の購入費および設置工事費、既存設備の更新であること、エネルギー価格高騰の影響緩和に資する設備であること、1品目あたり単価10万円以上の設備であること、交付決定後から令和6年3月15日までに導入および支払いが完了することとさせていただきます。対象設備の例としましては、製造業では、冷暖房機器、ボイラー設備、検査機器など、資料に記載のとおりでございます。

(3)申請期間としまして、令和6年2月15日までということでございます。品川区電子申請サービスによるオンライン申請を原則としまして、書類申請も可とさせていただきます。

4の、現在までの申請状況でございます。11月16日現在ということでございますと、交付決定が件数222件、金額として1億5,058万7,000円でございます。当初、5月時点で説明しましたときに200件、助成金1億6,000万円ということでご説明しておりましたけれども、想定を上回るペースで申請が来てございましてこういった数字になってございまして、現在までのところ予算執行率としては94%となっております。

(5)補正予算額でございます。歳出8,002万2,000円の内訳につきまして、助成金の想定件数をさらに100件分追加いたしまして、合計8,000万円、郵送代等としまして2万2,000円を計上してございます。

続きまして、2の運送事業者等燃料費高騰対策支援金でございます。

目的でございます。原油価格高騰による経営への影響が顕著であり、取引価格・サービス料金への価格転嫁が困難な区内中小企業者等、運輸・交通分野、水産分野の燃料費負担を軽減し、事業の継続を下支えするため、年間売上高に応じて支援金を交付するものでございます。

(2)支援金額でございます。この支援金につきましては、事業内容および年間売上高に応じて設定してございまして、10万円、20万円、40万円のいずれかを支給することとしています。運輸分野から説明しますと、対象事業者は、トラック運送事業者、軽貨物運送事業者、タクシー事業者・介護タクシー事業者、貸切バス事業者でございまして、3,000万円未満の年間売上高の場合は10万円を、3,000万円から1億5,000万円未満の場合は20万円を、そして1億5,000万円以上の年間売上高の場合は40万円をそれぞれ支給いたします。また、水産分野につきましては、対象事業者を屋形船事業者および釣り船事業者としてございまして、こちらは1,000万円未満の年間売上高の場合は10万円を、1,000万円以上の場合は20万円をそれぞれ支給することとしています。

(3)申請期間でございます。令和6年の1月下旬から3月15日を予定してございまして、本議案の成立後、支援金の交付開始の準備に入りたいと考えてございませ。

(4)補正予算額でございます。歳出7,183万7,000円の内訳につきまして、支援金の想定件数を470件としまして、合計で6,700万円、窓口業務委託として478万5,000円、郵送代等としまして5万2,000円でございます。

私からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○西村委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願ひませ。

## ○あくつ委員

まず、この省エネルギー対策設備更新助成金なのですけれども、非常に好評であるということは委員会でもいろいろご説明もありましたし、かつ、質疑の中でも述べられているところで、200件もあっという間に超えているというところで100件追加ということで、制度自体は大きく変わっていない。ただ1点だけ変わっているのは、交付決定後から1月末だったのが、3月15日までに導入で支払を完了することということで、年度ぎりぎりまで延ばしていただいたということだと思いますが、まず、ここは大変ありがたいことではあるのですけれども、よくご相談いただいている事業者は、やはりその円安とか、今いろいろ資材の不足等もあって、今注文しても年度を越えてしまうのですと。どうしても納入が来年度になってしまうのですと。今注文しても、これはなかなか厳しい状況があると。この前の一般質問で公明党からもそのところのお願いをさせていただいたのですが、そのところについて、今のところ、何とかこれはならないのかということが一つ。

それとあと、財源は現段階では品川区の独自財源でやるというお話でしたが、今、政府のほうで、11月末に恐らく補正予算が成立をして、重点支援地方交付金というものが下りてくる予定になっておりますけれども、そのときは財源構成を組み替えてこれは使うということなのか。これは両方ともですね、省エネルギー対策設備更新助成金のほうも運送事業者等燃料費高騰対策支援金のほうも、その辺り教えていただきたいのが2点目。

まとめて質問してしまいますけれども、3点目は運送事業者等燃料費高騰対策支援金のほう、これも質問でも出ていましたが、前回とスキームは全く変わっていないということでした。これも繰り返になってしまいますけど、前回の補正予算は2億3,000万円余を組んでいて、決算額が5,100万円余ということで、不用額が1億8,000万円弱出たということで、執行率が22%ということで、どうしてなのですかという質問に対して、たしか答弁の中では、運送事業者の数が、国が出しているものをそのまま使って、それが実態と合っていなかったというような、たしかそんなご答弁があったような記憶がありますけれども、今回、その想定件数470件ということで、前回、令和4年度に行ったものについては308件ということになってはいますが、それよりも100件以上多い金額が今回想定されていますけれども、この辺り大丈夫なのかというところの算定の根拠を教えてくださいと思います。

## ○小林商業・ものづくり課長

今、質問が3つございました。

1番目は、部品供給、締切期限のお話でございます。当初、現在継続している補正予算の締切期限というのは1月末までとしていたのを、それをできるだけ、事業者の事業も勘案しつつ延ばしつつ、かつ、実際の申請ペースでいきますと、4か月で200件ペースで来ておりますので、恐らく2か月で100件ペースかなという形に考えております。ですので、事業者の皆さんにはそういった部品供給のこともきちんと、ありますので、早めの申請をということを促しつつ、かつ年度内に、恐らく予算もきちんと使い切るようにという、両方も意識しながらこれを進めてまいりたいと、その辺の周知もしっかりしてまいりたいと考えてございます。

2番目の、予算の今後の組替え、歳入の部分で、そういったものがあるかという部分でございますけど、現時点、まだ国のほうで、国の経済対策、補正予算が成立していない段階でございます。ですので、現時点としましては一般財源としてやるということでございます。この後恐らく交付金というものが、何かしら交付金なり、都からということはあると思うのですけれども、そこを実際にどういう手当をするかというところは企画部財政課のほうとも協議しながらの対応になるかと考えてございます。

3番目、運送事業者等燃料費高騰対策支援金の件数でございます。委員ご指摘のとおり、308件というのが令和4年度の実績でございます。そのときは、大体この申請期間1か月で300件ぐらいだったのですけれども、今回この期間も少し多めにということができるだけ年度内に執行できるようにということも踏まえてですけれども、1.5か月としておりまして、その申請期間のペースが1.5か月ということで、増えた部分対応して470件という形で、前年度は国のいわゆる許認可、届出が出ている事業者数を母数として考えてございましたけれども、昨年度の実績も踏まえて、より実態に近い目標件数としているところでございます。

#### ○あくつ委員

そうですね、3月15日までとしていただいたのは非常にありがたいことであって、助かる業者もいらっしゃると思いますが、やはり年度を越えるというのはなかなか難しいのかなど。できれば来年度の予算の中で同じようなものを、国からの交付金はないですけど、つくっていただければ、なかなか難しいかもしれないのですが、それはお願いしたいなというのが一つです。

それと、運送事業者等燃料費高騰対策支援金のほうですけれども、今のお話だと期間が長くなったから申請件数がそれぐらい見込めるのではないかということと、実態も見据えたということですが、これ、業界の聞き取りというのは、今回は、前回もしたのかどうかというのは確認してないのですけれども、業界からどれぐらいの事業者がいるのかという聞き取りなどはしたのですか。

#### ○小林商業・ものづくり課長

ただいまのご質問でございます。1,100件というのが、これは関東運輸局からの聞き取りでございますけれども、それと合わせまして、昨年も実施するに当たりましては、各団体、トラック、タクシー、そういったところも含めまして、個別の事業者周知といたしますか、いろいろご連絡もさせていただいたところでございます。ただ、実際やはり、お聞きしている中だと、加盟しているところ、必ずしも全員が出してきていなかった、そのことがもしかしたら申請期限のことかもしれないですし、周知のこともあったかも分かりませんが、そういったところで今回、そのところも改めて、各団体、一番身近な事業者団体にもご連絡しつつ、かつ区としてきちんと産業ニュースですとかホームページでの周知もやりつつ、できるだけ広く制度を知っていただいで使っていただくようにしたいと考えております。

#### ○あくつ委員

特にトラック協会からも、我々も、随分前ですけどこういうご要望もいただいでいて、金額が1億5,000万円以上売り上げている団体でも40万円ということで、どれだけその効果があるか分からないけれども、やはり品川区から、行政がそういうところをサポートしてくれるという気持ちがあるということで、実質的には当然ありがたいということもあるのですけれども、ぜひ、漏れのないように、周知をしっかりとお願いしたいということです。

#### ○西村委員長

そのほかに、いかがでしょうか。

#### ○横山委員

まず、省エネルギー対策設備更新助成金と運送事業者等燃料費高騰対策支援金の、両方かぶる部分なのですけれども、こちら申請につきまして、オンライン申請を原則として書類申請も可能ということなのですが、現在、222件の中で割合はどうなっているのかというのを教えていただけたらと思います。

また、運送事業者等燃料費高騰対策支援金のほうは昨年度308件というところで、こちらもしその割合が分かりましたらまた教えてください。

### ○小林商業・ものづくり課長

ただいま、申請件数の中で紙とオンラインの比率ということでございました。申し訳ございません、ちょっとこの数字は持ち合わせてございませんけれども、実際は、私も今年度の補正予算につきまして実績が上がっているのを見ると、やはり紙の申請が多いのかなという形では思っております。ですので、我々としましてはやはり、行政手続のDX化という意味ではオンラインをできればやってほしいということでございますけど、事業者の中にはやはりそこがまだできていないということもありますので、今回この両面でということでやってまいりたいと思います。数字については、また後で調べてお伝えしたいと思います。

### ○横山委員

区の方針としてDXを進めていくということで、やはりオンライン申請に切り替えるときは、変化があるときは、何か随分お手数がかかってしまったりですとか、大変な部分は業界的に書類のほうがやりやすいという方もいらっしゃるのかなと思うのですけれども、一度導入してしまえばそれがスムーズになって、様々その周知の辺りですとか、いろいろなところの利便性にもつながっていくと思いますので、両面でぜひ進めていただきたいと思うのですが。

先ほど、あくつ委員からもありましたけれども、やはりその執行率が22%というところで運送事業者のほうがちょっと私も気になっていまして、こちらのその周知の方法、先ほども産業ニュース、ホームページは各業界団体へ個別に周知していただけたというお話がありました。こちらはぜひお願いしたいなというところと、昨年度と同じスキームというところだったのですけれども、関東運輸局からの聞き取りで、昨年1,100件程度ということだったのですけれども、そちらの事業者数の変化みたいなのところも、特に昨年と変わりはしないのか、その辺り、どのような形で確認していただいているのかというところ。また、個別の事業者への周知もそうなのですけれども、どういった形で、より、周知のほうには力を昨年よりも入れていただく必要があるのかなというふうに考えているのですが、詳細に教えていただけたらなというふうに思っております。

### ○小林商業・ものづくり課長

まず、関東運輸局のほうの数字が変わっていないかというところでございますけど、この辺はやはり変わっていないというところでございます。ですので、この母数につきましては、同じような大体実績データを基に、今回の制度設計をしてございます。

もう1点、周知のところでございます。私、先ほど所管業界、所管団体というのは個別にというお話をしておりますけれども、例えばですけれども、個人タクシー協同組合でいきますと、その中で支部単位というのもございます、幾つか、例えば品川支部とか城南支部とか、幾つか支部があるようでございまして、その単位までよりきめ細やかにというのですか、周知をやりながらできるだけこの制度が始まったよということと、手続きが比較的簡単にできますので、ということをお伝えしていきたいと考えております。

### ○横山委員

ぜひ、丁寧な周知を今回お願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

### ○西村委員長

そのほかに、いかがでしょうか。

### ○藤原委員

この助成は、貸すのではなくて使ってくださいということで差し上げるのですよね。にもかかわらず、

この執行額も執行率もこれだけ低いというのは、何か原因があるわけですよ。今の周知がきちんときめ細かくされているのですかというのは、これはするべきだと思うのですけれども、もう一つは、やはり申請の複雑化はないのですよね。すごく簡素ですよ。申請するときに、本当に複雑だと、普通の業務とこれをするための業務というのが重なってしまうと本当に大変だと思うので、改めて質問しますが、複雑ではないですよ。あと、窓口がきめ細かくきちんと対応してあげる体制は取っているのですかということが質問なのです。

それと、2の支援金は運送事業者等となっていますけれども、今回の一般質問で、うちの会派から、何で特定のこういう事業者だけ助成するのだという質問が出ていました。答弁は頂戴したのですけれども、今、原油の価格の高騰により経営に影響が出ていますということで、何でこういうふうに特定の事業者しか助成しないのでしょうか。ガソリンとか灯油とかを使っている事業者というのはたくさんあると思うのに、なぜこのように決まったところにしか助成しないのでしょうか、不思議です。品川区というのは一番身近な事業者なのに、もっとこういう原材料を使っているところに対して広く助成してあげるのが区の仕事だと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

あともう一つ、これ、人として避けられないのは、本当に残念で悲しいけれど人はいずれ死を迎えます。今の決まりだと火葬するわけです。火葬するわけですから、日本は土葬しないわけです。どんな方でも火葬するわけですから、火葬場等への助成というのはどうなっているのでしょうか。品川区が関わっているのは一部事務組合の臨海斎場もあるわけですし、もう一つは桐ヶ谷斎場があるわけですが、原油価格高騰によりという形で、特に民間が火葬する金額がどんどん上がっていきってしまうと、本当に区民にとっては、回り回って火葬料金が上がっていきってしまう。原油価格高騰なので、という理由でという思いがあるのです。もう、区という規模ではなくてそれは都ですよとか、国ですよというあれがあるかもしれないのですけれども、火葬場に関しての支援金というのがあれば、そこも大事なうちのひとつだと私は思うので、教えていただけますか。

#### ○小林商業・ものづくり課長

ただいま4点ご質問がございました。

1点目、その原因といいますか執行率のところでございます。関東運輸局から1,100件というお話は、ちょっと繰り返しになりますけれども、こちら、届出制度ということで、トラック、特に軽貨物の部分は許認可というのが行われて、実際にそういう届出が出ているということでございますが、実際にこの事業以外の国の届出事業というのは、実際に届出されている事業者が必ずしもやはり現状全て営業をしているというわけではなくて、もう営業を事実上やめられてしまっている方もいて、廃止届を出していないというようなケースも多分に含まれているというふうに承知しております。

ですので、昨年、マックスの数字としまして1,100件という形にはしましたけれども、今回、やはりその去年出していただいた実際、申請を出していただいた方というのはほぼ間違いなく営業されている方でございますけれども、今回はその目標件数に当たりましては、その実像といいますか実績をベースにしまして、国のデータも参考にしつつ、我々が実施しました助成金の実績などを参考にしまして、実施させていただいているということでございます。

2点目の、申請方法、複雑では駄目ですよというお話でございます。今回、支給金ということで、我々としては、年間売上がきちんと確認できればいいというような形でシンプルなものでございますので、税務署等の確認が取れた証明書を出していただければ、特にそれ以外のデータというのですか書類を複数、これをいっぱい出してくださいというような形ではありませんので、その意味では比較

的、もう一つ、省エネルギー対策設備更新助成金ございますけれども、それよりもさらに比較的軽微な手続きになってございます。

3点目、4点も併せてというところでございますけれども、なぜ特定の事業者かということでございます。やはり今回、省エネルギー対策設備更新助成金も含めて、運送事業者等燃料費高騰対策支援金も含めてございますけれども、燃料エネルギー価格の高騰というのが、今回の補正予算の出発点でございます。いろいろ消費者物価などを見ましても、去年に比べれば若干落ち着いているのではないかみたいなデータも出ているのですが、もう一つ、我々のほうで企業物価指数という別のデータがございまして、2020年を100とした、ベースとした数字を見ますと、現在2023年の11月というのは、電力、ガス、水道なども含めてですけど、22%企業物価というのが上がっているというような形でございます。

ですので、政府の激変緩和措置が若干入っている中ではございますけれども、やはり企業はこの部分が一番苦しい部分でございます。特に今回、運送事業者は、この水産業も含めてでございますけれども、一番経営の中で人件費と、次いでという形になりますが、こういう燃料費を特に使うというところで、特に経営への影響が大きいというところで、こういった部分、あるいは公衆浴場も今回、補正予算の対象になってございますけれども、こういうことをやりつつ、また、もう一つ併せて、今回運送事業者だけではなくて全業種対象とするような省エネの助成金、こちらはもう業種問わず使っていただけるということでございますので、こういう中で、使えるものをどんどん使っていただけてということで、我々としては、経済の下支えをやってまいりたいというふうに考えてございます。

火葬場につきましても、そういう意味では一つの業種、業界ということではございますけれども、全業種ということではございますので、そういう意味では、特定の何か業種を排除してというような意味ではございませんで、そういう中で対応可能なというふうに考えてございます。

#### ○山本委員

まず、物価高、エネルギー確保という現状の中でこの設備更新助成を行うという取組、省エネにつながる支援ということでとてもよいことであると思っております。今回また、枠がいっぱいになっているということで機動的にこうやって増やされるというのは、いい取組であると思っております。

ほかの委員の方からも様々ご質問いただいておりますので、私からはそれ以外のところで1点追加で聞ければと思うのですが、こちらは全業種対象ということでございますが、現在、申請されている中で、どのような業種がそれぞれ使われているのかというところの割合、傾向等があれば教えていただきたいというところと、あと、対象者、区内中小企業と、そして個人事業主というところでございますが、企業と個人事業主の内訳があれば教えていただければと思います。

#### ○小林商業・ものづくり課長

これまでの省エネルギー対策設備更新助成金の実績でございます。こういったところが多いかというところでございますけれども、一番多いのが、やはり商店街の飲食店などが一番多くなってございます。これが7割ぐらいを占めてございます。実際にどういう設備が導入されているか、買換えをしているかということていきますと、冷凍冷蔵庫など厨房設備、調理機械というものが多くございまして、また、続きまして多いものが製造業でございますけれども、サービス提供場所、工場等への業務用の空調設備、こういったものもこの機会に買い換えようということで、これを合わせるともうほぼ8割、9割というようなところが、ちょっと今変動がいろいろございますが、8割以上はこういった2種類のところで占められているところでございまして、恐らくこの後の申請もそういうところが多くなるのかなというふ

うに考えてございます。

個人事業主と法人のというところでございますけれども、申請上はそこまでの書き分けというものはしていませんので、個人名で申請されていて実際会社経営されているということもございますので、その内訳までは詳細にはつくっておりませんが、個人の小さい事業者の方も商店街などでは多く使われているというふうに承知してございます。

#### ○山本委員

分かりました。そのような傾向があるのですね。地元の商店街を中心にこういった制度を広く利用していただいているというところで、よいことだと思います。あとは、ほかの委員からもご質問がありましたが、それ以外のところの対象となる事業者の方々もいらっしゃると思いますので、そういった方々にもぜひ使っていただけるように周知をしていただければと思いますし、こういった状況を踏まえて、また、来年度以降も引き続き支援ができることをご検討をお願いしたいということでございます。これは要望でございます。

#### ○えのした委員

私も気になっていたところ、今の山本委員からも、商店街が飲食店7割近いということで、本当にお困りなのだなということがよく理解できました。先ほど横山委員からお話があって、これも気になっていたところなのですけれど、申請サービス、オンライン申請と紙の書類、まだ今、紙の申請のほうが多いということで、なかなかそういったDX化といっても、区民のその事業者の方が追いついていない状況なのかなというところがありますので、その辺も何か、所管が違うのかもしれないけれども、丁寧な対応ですとか、そういった相談サービスみたいなものをされているのかというのを伺いたいたいところです。

あと、この運送事業者等燃料費高騰対策支援金のほうなのですけれど、これも各団体に個別周知しているということで安心したところですが、やはりいつも周知、周知と言っていますが、なかなかその情報というのは自分で取りに行かないと入ってこないのかなというところもありますので、そこをもう少し丁寧に、これ、今年の交付要領の最後のほうに、フォローアップという、これは助成対象となった翌年度以降のフォローアップとして、区相談員が助成事業のヒアリングを行うなど、こういった、出向いていって企業の方に丁寧に説明していただく、これは要望としてですけれど、この辺もお聞かせいただければ。

#### ○小林商業・ものづくり課長

ただいま2点ご質問いただきました。

申請手続きの電子化というところでございます。我々のほうで窓口に来られた方、経営相談にいらっしゃって、実際その場では申請しなくて、ちょっと家に持ち帰ってということもございますけれども、その際にもできるだけ電子でよろしく願いますということをお願いしておりますので、そういったことを引き続き、しっかり対応してまいりたいと思います。

また、各団体への周知だけではなくて出向いてというところでございます。ご指摘のとおり、フォローアップのサービスはこの助成金に限らずなのですけれども、いろいろ例えば新製品、新開発のことでの補助金なども、その後、その開発した後の売行きどうですかというようなところも、状況をいろいろ聞き取りもして、それが、我々の景気判断なり、次の施策の展開というのに生きてくるものでございますので、こういうところもしっかりやっていきたいと考えてございます。

#### ○えのした委員

安心したところですが、やはり一度、事業者の方が役所に出向いてくるという、そこも例えば電話ですとか、オンラインですとか、お互いにその辺ももう少しオンラインで申請が簡単にできるような取組も、要望としてお願いしたいと思います。

#### ○西村委員長

そのほかに、よろしいですか。

#### ○せらく委員

先ほど、電子申請と紙での申請の割合をほかの委員がお伺いしたところなのですけれども、やはり、行政DX化というところでオンライン申請を進めていきたいというご答弁ありましたが、オンライン申請にたどり着くまでの経路といったところはどうのように想定されているか、伺えますでしょうか。

#### ○小林商業・ものづくり課長

ただいま、電子申請にたどり着くまでの経路というご質問がございました。一番多いのがやはり、直接窓口に来られる方も多く、加えて電話では問合せというのもございます。その際に、こういう電子申請の手続きのほうもちょっと、ということでありましたら、手続きをご案内して、分からないということであれば、改めてご説明の機会つくらせていただくか、あるいは、急いでいるのだということであれば、今回はやむを得ないですけど紙でやらせていただいて、別の補助金もオンラインでやっているものがたくさんございますので、そういうところではオンラインでというお願いなどをやりつつ、その比率というのは少しずつ上げていきたいなというふうには考えているところでございます。

#### ○せらく委員

オンライン申請にたどり着くまでに、やはりホームページであったりインターネットで検索したりする方もいらっしゃるのかと思うのですけれども、私、思ったところがございまして、品川区中小企業支援サイトが、文字が大きくて見づらくて、なかなか進めない、たどり着けない部分があるのかなというふうに感じました。そういったところのホームページの改善だとかも進めていただいて、行政のDX化、オンライン申請化、増えるのではないかと思ったのですけれども、ご見解を伺えればと思います。

#### ○小林商業・ものづくり課長

ホームページの改善も随時やっていくというのに合わせて、我々の、紙の情報としまして産業ニュースで区内の事業者全部お配りしているものがございますけれど、その中にはQRコードをご案内しながら、ここをたどっていただくと、というのをご紹介しつつ、誘導をしっかりやっていきたいというふうに考えております。

#### ○西村委員長

そのほかに、よろしいでしょうか。

#### ○石田（ち）副委員長

また、助成金、支援金出していただけるということで、しかも一般財源ということですので、よかつたと思うのですが、先ほどからほかの委員からもありますけれども、やはり納期が年度内ではないというものにはちょっと柔軟に対応していただきたいなというふうに思うのです。

また、今回100件また新たにということなのですけれども、それを超えてくるようなら、また、来年度もというのが必要になってくるのではないかなと。そうすると、納期の間合わない方にも対応できるかなと思うのです。来年度も引き続きというところの意欲というのをお聞かせいただきたいと思います。

#### ○小林商業・ものづくり課長

ただいま2点、ご指摘というかご質問がございました。

納期の部分でございます。今回、その中でも、年度内のある程度見通し、申請定数も踏まえて、その中でも申請期限は延ばすような形で、ぎりぎりまで申請できるようにという形で考えているところでございます。ただし、先ほど申し上げましたように4か月で200件ペースで来ておまして、恐らく当初、もともと予定していた1月末ぐらいまでに、恐らくこの100件もそれぐらい来るペースで申請が上がってくるのではないかなというふうに考えてございます。そのお金がなくなってしまうというのが一番大変なことです。申請考えている方には早めの申請を呼びかけるような形で、早めに申請すれば当然納期も、ということも意識できると思いますので、そういったところの対応をしっかりとしていきたいと思っております。

また、来年度以降もということでございますけれども、引き続き景気の状態、今、政府の経済見通しなども若干やはり、下ぶれリスクというものを指摘されているところでございますし、物価高騰の状態なども見ながら、必要な経済の下支えというのを考えていきたいと考えてございます。

#### ○石田（ち）副委員長

状況的には、本当によくなっていくという見通しはないので、ぜひ継続していただきたいなというのと、あと運送事業者等のほうも、私たちも、もっと業種を広げるべきだというのはずっと求めてきているのですけれども、業種が絞られているというところでは、先ほどのほかの委員からのご質問でも、特に、こうしたガソリン等を使う業種ということだったのですけれども、特にというよりは、そのほかの業種も、エネルギーから食費から様々、全てが高騰している中ですので、少しずつでもいいですから業種を広げていくという検討をしていくべきではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○小林商業・ものづくり課長

補助金の申請業種の部分でございます。省エネルギー対策設備更新助成金のほうは全業種としてございます。実際、運輸事業者の方にもヒアリングをしたときに、省エネの助成金も使っていただけますと、運搬車両というのですか、業務用の車両の買換えもこの対象になりますよというお話をしたときに、なかなか車両はちょっとやはり、このタイミングで買換えをとというのは、飲食店の設備などと比べて金額も大きいので、やはりこの助成金、実際に上がっている内容を見ましても、運輸事業者が上がってくるというのはほとんどなくて、やはりそういう意味では燃料というのですか、具体的に直接使う部分、業務に影響が大きい、こういった燃料費の助成金というのがやはり実態に適しているのかなという形で、今回、こういうような制度設計にいたしました。また、引き続き、いろいろ経済の状態あるいはその物価の動向などを見ながら、経済の下支えに何が必要かということを引き続き考えていきたいと考えております。

#### ○石田（ち）副委員長

今回は全て一般財源でやっていただいたということで、やはり健全財政ですし、急がなくもいいものを今、一旦止めて、生活や仕事を支えるということが必要だと思いますので、ぜひ引き続き業種を広げて、こうした支援も継続を、状況を見てしていただきたいと思っております。

#### ○西村委員長

そのほかよろしいですか。

では、ほかにご発言がないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いいたします。

○えのした委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成いたします。

○山本委員

賛成いたします。

○石田（ち）副委員長

賛成です。

○藤原委員

賛成です。

○せらく委員

賛成です。

○横山委員

賛成します。

○西村委員長

それでは、これより、第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算（歳出 区民委員会所管分）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件および議案審査を終了いたします。

---

2 請願・陳情審査

令和5年陳情第48号 持続が困難な小規模事業者を支援するための陳情

○西村委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

令和5年陳情第48号、持続が困難な小規模事業者を支援するための陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○西村委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○小林商業・ものづくり課長

ただいまの陳情内容は、品川区における中小事業の経営に対して緊急の支援ということで、品川区関連の貸付金の返済の猶予ですとか免除、利息の引き下げ、新たに緊急小口資金の貸付を行うという、大きく3点ございます。

陳情の理由①の、貸付金の返済の猶予対策ということで、「品川区地域振興部商業ものづくり課などで」ということで、あくまで私ども商業・ものづくり課というところで、実際の制度をご説明いたしますと、経営対策としまして、緊急の融資あっせん制度というものを品川区では実施してございまして、区内の中小事業者の方が金融機関からお金を借りる際に、3年間無利子期間を設けたり、あるいは信用保証料を借入れに当たっては支払う必要あるのですけども、そういったものの全額補助などの支援を実施しているところでございます。今年度も、物価高騰に対応するものとして物価高騰等総合支援資金といったような、この融資の継続というような支援をやっているところでございます。

その返済の猶予というところに関しましては、返済計画の見直しが必要な事業者に対しましては、元本返済の開始時期を延期するような、かつ3年間の無利子期間を新たにそこから設定するような、借換専用資金という制度を既に実施しているところでございまして、返済計画の見直しが必要な事業者の方にはこういう制度をご案内しているところでございます。

また、利息の引下げというところでございますけれども、先ほど申し上げましたように、3年間の無利子期間の後も、品川区のほうで利子補給といいますか利子補助のほうをやっております、4年目からも0.2%という非常に低位の資金借入れができるような支援をやっているところでございまして、そういう意味では事業者の方にとって利息の引下げを支援するような制度もあるものでございます。

3点目が、返済そのものの免除というところでございますけれども、その貸付けを行っている金融機関ですとか信用保証協会の融資制度の根本に関わる問題でございまして、その影響額も大きいほか、他の融資制度、品川区の融資あっせんを使わないでご自身のほうでいろいろ金融機関と取引されている方との企業との公平性の観点からも、その実現は困難なのではないかなというふうに考えているところでございます。

続きまして、200万円以下の新たな事業資金の貸付けというところでございます。先ほど申し上げましたような緊急の融資あっせん制度に限らず、通常メニューの中でも、金額は上限が2,000万円あるいは1,000万円というような形で上限は設けておりますけれども、そのより低い金額、例えば200万円以下の、陳情に記載のあるようなものにつきましても、既にこういった貸付けの対象といいますか支援の対象となっているものでございます。

また、補助金につきましても、金額でいきますと200万円ですとか300万円といったようなオーダーのものもあれば、20万円といったような比較的小規模の、事業内容や事業目的に応じていろいろな補助金のメニューもご用意しているところでございまして、そういった中で、企業の方にできるだけ使っていただくような、そういう取組をしているところでございます。

また、手続きの簡素化あるいはスピードアップというところでございますけれども、先ほど申し上げたような、資金の融資あっせんについては、品川区のほうで融資あっせん状という、いわゆる紹介状を発行するという仕組みが最初のスタートでございまして、これは他区の例でいきますと、やはり2営業日後など紹介状の発行までに時間がかかるような例がございまして、品川区では即日発行を原則としてございまして、そういう意味でも迅速化というのは既に図っているところでございます。

最後に、緊急小口資金というところでございます。陳情に書いてあるような低所得の個人事業主の電気代、水道代といった、これは生活の維持に関わるような費用の部分でいきますと、これは事業の再建ですとか再構築とは別の、生活の安定などを目的とした資金ニーズと考えられるのではないかなというふうに考えております。こうした部分につきましても、金融機関による事業貸付けの対象ということではなくて、低所得の個人事業主、自営業者なども対象とした、社会福祉協議会などが実施している生活福

社資金貸付制度などがございますので、こういった中で既に支援が行われていて、その中での対応というのできるのではないかなというふうに考えてございます。

#### ○西村委員長

説明が終わりました。

今、説明の中にもございましたが、この陳情本文中に「緊急小口資金」と出てくる③の部分ですけれども、事業者向けには東京都の社会福祉協議会が行っております。つきましては、この点に関しましてはご答弁いただくことができませんので、その旨を踏まえた上で、ご質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

#### ○山本委員

何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、②陳情の理由の「新たな事業資金の貸付」のところでご説明をいただきまして、これは現状、品川区で様々な支援制度があることを私も理解しておりますが、一般的に事業者が使える小規模事業者向けの融資制度の枠、それから足元の物価高騰等の緊急融資制度の枠に対して、現状使っている方々がどれぐらいの金額で使っているか、要は、さらに追加的に利用できる枠がどれぐらいあるのかということ、一つ、確認のために教えていただきたいです。要は、枠いっぱいにもう皆さんが使っているのであれば、追加的には借りることが難しいので、さらなる枠の増額とかというのが必要になるのかなと思っているのですが、現状その枠に対してまだいっぱいでないということが多いのであれば、その枠をしっかりと使ってもらおうということも一つ考え方としてあるのかなというところからお聞きしているという趣旨でございます。

それからこの事業資金の貸付について、品川区としては、直接的に融資をするわけではなくて、あっせんする立場だと理解してございます。それで、過去の委員会の答弁でもあったところですが、品川区が融資あっせんをした貸付に関して、審査がどれぐらい通っているのか、その通過率についても、今、分かるところがあれば教えていただければと思います。

#### ○小林商業・ものづくり課長

ただいまご質問2点ございました。

融資あっせん制度について、貸付け上限額に対して実際使われているのはどれぐらいかというお話ございました。一番端的な例でいきますと、小規模事業者向けには、融資あっせんのメニューでいきますと上限が2,000万円となつてございますけれども、実績、実際に借り入れている平均の実行金額でいきますと580万円ぐらいという形になってございます。

ですので、我々としまして、このほかに、物価高騰等総合支援資金というのは、この枠プラスアルファでさらに1,000万円を使えるという形でございますので、現在のところ資金ニーズを超えるということではなくて、現状この制度の中で必要な金額を事業内容、事業規模に応じて使っていただいているのではないかなというふうに考えているものでございます。

2点目、品川区の融資あっせん制度を使ってどれぐらいの融資が通っているのかということでございますけれども、実際に否決しているというもののほかに、金融機関を乗り換えるので自分のほうで一旦取り下げますというものも含めた数字になってしまうのですが、一旦我々のほうで貸付けの融資あっせん状を出して、金融機関あるいは信用保証協会の審査を通る率ということでございますと、平均して9割は超えているようなところでございまして、事業計画を、いろいろやはり金融機関のほうでもきっちり

見ていただいて、もしこれが借りるのは難しいということであれば、単に否決ということではなくて、こういう事業計画だったらできますよということのアフターフォローといえますか、そういうものを含めて経営相談のほうで対応しているところがございます。

#### ○山本委員

今の、区で設定していただいている中小企業支援のところという、さらに踏み込んだ、平易でかつ保証料無料という制度があるということ、そして、その空き枠のところでは、まだ利用できるということなのだと、今、お聞きして思いました。

あとは、緊急融資制度のところでも、上限1,000万円の枠でやっているということなのですがけれども、これも、その足元での利用率、大体どれぐらい使っているのかということも追加でお聞きしてもいいでしょうか。というのは、この陳情者がおっしゃっている200万円以下の事業貸付けということ、1,000万円の中で200万円ぐらいがさらに追加で貸せる状況があるのであればそこを使っただけということなのかなと思っておりますので、お聞きする次第です。

#### ○小林商業・ものづくり課長

通常のいわゆる融資あっせんのメニューに加えて、プラスアルファで今、上乘せしている緊急の部分、1,000万円の物価高騰等総合支援資金というものがございますけれど、こちらにつきましては、現時点での平均実施としましては800万円から850万円ぐらいの間、この辺ぐらいの割合で推移しているところがございます。

#### ○山本委員

そうすると、割と高い利用額ではあるということなのかなと思うのですが、150万円ぐらいの余力がある方が多いということで、状況について理解をいたしました。

#### ○西村委員長

そのほかに、いかがでしょうか。

#### ○石田（ち）副委員長

今回、中小業者、個人事業主の皆さんからの声だと思っておりますけれども、やはり、今これだけ困っているということなのですよ。要は、陳情理由の①のところでは、様々なところから、区の事業も書かれていますけれど、様々なところから借りてきているわけです。それで、将来の返す見通しも立つか立たないか分からないけれど、今取りあえずやらなければというので、多分借りてきたものの返済が今始まっているところに来ていると思うのです。しかし、その返済の見通しが立っていない。立てられる状況になっていない。

それはその事業者の責任ではなくて、物価高騰、まだまだ上がっていくエネルギー代だとかにあるわけですので、そういったところの事業を支えていくというのは、この中小企業支援としての品川区の責任ではないかなと思っております。

それで先ほど審議した、設備の更新だったりガソリン代だったりというところに支援をしていただいているところなのですが、今やはり、返済が始まっているところなのです。ここへの支援というのはないものなのかなと。

返済の猶予、利息の引き下げ、そしてそのものの免除というふうには、苦しい声が今この陳情に書かれているのではないかなというふうには思っているのです。先ほども区以外のところでの金融業者とのやり取りなどで借りている部分もあるかと思うので、免除そのものは困難ですというような説明もあったのですが、やはり、この返済に対しての支援というのは、区としてできることはあるのでしょうか。

伺いたいと思います。

#### ○小林商業・ものづくり課長

例えばコロナのときに資金を借りて、それから一定期間が経って、実際に元本の支払いや元利の支払いの金額が少し増えてきたというあたりで、その返済計画の見直しが必要な事業者に対しましては、品川区としては借換専用資金という形で一旦お金を借り替えていただく形で、そこから据置期間という形で元本の支払いが一旦止まるような制度、かつ無利子期間をそこから3年間設定するような借換専用資金という制度を設けておりまして、その意味では支援制度ということではいきますと、返済のスピードを遅らせるといいますか、立て直しをするような猶予期間を与えるような制度というのは既に実施しているところでございます。

また、利息の引き下げというところにつきましても、実際、もし区を介さないで金融機関から借りる場合ですと、金利というのはやはり1.5%以上ぐらいは必要となる場所、品川区の場合ですと、支援制度を使いますと3年間の無利子期間ですとか、4年目以降も0.2%というように、かなり返済の負担を減らすような取組というのも支援しているところでございまして、こういう中で、中小企業の、今なかなか見通しが立ちづらい、返済計画も立て直しが必要であるというようなところを支援しつつ、先ほどの補正予算のような助成金も使っていただきつつ、区内経済の下支えというのをしっかりやっていきたいというふうに考えてございます。

#### ○石田（ち）副委員長

様々、区としても融資あっせんをされているし、その借換専用資金もやられていると。この借換えも、多分、借換資金ができる要件に合わなかったりする方もいるのです。全ての方が借換え専用資金を使えるわけではないと思うのです。というところではやはり、困難な事業者が出てくると思うのです。ですので、区としてもやられていますけど、そこに当てはまらない方々が生まれてくるというところでは、もう少しさらに、区としては考えなければいけない、考えていただきたいなというふうに思うのです。

それで、この陳情を出されている方々も、中小業者だったり個人事業をされている方だと思っておりますけれど、こういう支援策を知っていると思うのです。それでも大変だということで陳情を出されていると思うのです。そういうところでは、これは本当に1人の声ではないと私は思っていますので、ぜひそこは支援していただきたいなと思いますし、先ほども言いましたけれど、一般財源で支援ができるということであれば、それは区の判断でできるし、そうでなくても物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのがあると思うのです。

この、国がやっている重点支援地方創生臨時交付金というのは、もう、この間追加でまた、案が出されたのですけれど、これまで品川区にはどれくらい来ているのか、これからどれくらい来るのかというものがあれば教えていただきたいのですけど、要は、こういうものも使ってどんどん支援できるのですよねというのを聞きしたいのですけど、伺います。

#### ○小林商業・ものづくり課長

今ご質問の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の関係でございまして、実際こういうものが、内閣府のほうから交付金というものを支給するよというお話なり連絡というのは来ているものでございまして、具体的に幾らかというところの部分までは、私どもも企画部から聞いている段階ではまだ現状固まっていないというお話でございまして。

1点目のご質問に戻りまして、返済の借換専用資金のような、借換えもできないようなケースがあるのかどうかというところでは、先ほど申し上げたような、融資の審査率というところ

では9割以上、その中にはほかの金融機関から借りますというような件数も含めてそれぐらいということでございますけれども、また、そのほかには、やはり返済、融資そのもので支援することが必ずしもベストではないのではないかとということも、相談ができるような、そのためのプロにそういう返済計画をつくっていただくための助成金というのも国のほうで出していて、国の補助金に合わせて区も出しているというような制度もございますので、そういったところを含めて、どういった公的制度、それは国、都、区、いろいろ支援制度ございますけれども、そういう中でどういう制度を使っていたかというのがいいかということも総合的に支援しているということでございます。

#### ○石田（ち）副委員長

ぜひ漏れる方がいないようにしていただきたいなということなのです。それで、陳情理由③のところに、緊急小口は、品川区で言えば社会福祉協議会、そしてあとは東京都ということなのですが、私たち共産党もずっと求め続けているのですけれども、こうした中小企業の固定費の補助というのやはり今少し踏み込んで進めていただきたいなというふうに思っているのです。

これだけ苦しい声が届いている状況の下で、様々な支援をされているということなのですが、やはり家賃、そしてその事業所にかかる電気代、水道代、こうした固定費の補助というのは、今こそ必要なのではないかなと。先ほどの補正予算でも電気代という部分に入るのかもしれないのですが、この家賃の部分等にかかってくる支援を、品川区として進めていくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○小林商業・ものづくり課長

ただいまご指摘ありましたように、現状、我々としまして、景気対策の中で一番やはり企業の方がお困りになっているということで、エネルギー価格、電気代ということでございます。その中で、電気代のところは全業種を対象としまして、省エネルギー対策設備更新助成金ということで、今の買換えを通じて将来的には電気代の削減、減少、そういったところの取組の支援というのをやっているところでございます。

また、景気情勢の中で、こういったものが企業経営に一番影響が大きいのか、与えられるところなのかということを引き続き注視しながら、経済の下支えの中で何が必要かということを引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

#### ○石田（ち）副委員長

本当に中小企業の方々は、ずっと大変だったのですが、今、特に大変になっていると思うのです。それでさらにインボイスも強行されているという状況では、本当に踏んだり蹴ったりだなという、もう崖っぷちから落とされる勢いですという声も本当に寄せられていますので、ぜひ、固定費補助に踏み切るべきだなというふうに私は思います。

先ほど言った物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これはある、そして話は聞いている、けれど使っていないということなのではないでしょうか。そこを伺いたいと思います。

#### ○小林商業・ものづくり課長

現時点で、これは恐らく東京都、例えば区政課とかを含めてですけれども、国なりということで、品川区のほうに幾らの金額でという形での正式な連絡なり調整がまだ済んでいないといたしますか、現在協議中ということで認識してございます。

#### ○石田（ち）副委員長

すみません、ではこれから来るということなのですね。ぜひそういうもの、いろいろメニューがどん

どん追加されていると思いますので、ぜひ積極的に使っていただきたいなと思いますし、本当にこのままでは、中小企業のこの品川のまちが本当にどんどんシャッター通りになり、商店街も厳しい状況になってくると思います。支えていくことにさらに力を注いでいただきたいなという思いです。

#### ○西村委員長

そのほかによろしいでしょうか。

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和5年陳情第48号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民からお願いいたします。

#### ○えのした委員

本日結論を出すで、不採択にします。

本当に、物価の高騰、エネルギー価格の高騰によって、中小事業者の経営は困難な状況だと思うわけで、支援が必要だと思います。先ほどの議案にも賛成させていただきました。そして、先ほどの理事者のご答弁どおり、品川区では様々な支援制度に取り組みられています。理解をしましたので、不採択にさせていただきます。

#### ○あくつ委員

本日結論を出す、態度は不採択です。

理由を述べます。陳情者のおっしゃるように、様々この物価高騰において、安定的な事業活動に影響が生じているということは我々も、事業者の皆様からお話を伺っているところです。

ただ、今回のこの理由のところ、先ほどのご説明でもありましたけれども、少し長くなりますが、①、この融資、まず、そもそも品川区自体が金融貸付けは行っていませんので、いわゆる融資のあっせんは行っているというところの部分で、融資金の返済の猶予、利息の引き下げについては、返済計画の見直し、緊急資金として借換専用資金というものもご用意をして、既にこれは対応しているというところ。利息の引き下げに関しても、3年間は無利子、その上、4年目以降も低い金利に抑えているということもやっていると。返済そのものの免除というのはやはり考えにくいというところがあります。金融というものを考えたときにです。

②、新たな事業資金の貸付で、200万円以下の事業資金の貸付というのは、先ほどご質問があったように、あっせん限度額はあるけれども、別に幾ら以下の方は借りては駄目ですよという制度ではありませんので、そういうところについては、そういったものを活用していただきたいということと、補助金の枠の拡大については、先ほどの審査したとおりの新たな助成金も、これから品川区としてもやっていくというところ。手続きの簡素化、スピードアップについては、他自治体と比べても、即日融資あっせん状の発行をしているというようなことで、これも、他自治体と比べてもスピードアップしてやっている。

③緊急小口資金の貸付というのは、恐らくこの陳情者がおっしゃっているのは、社会福祉協議会がやっているような、私も相当お手伝いしましたけども、この間の緊急小口資金とか総合支援資金といったことをイメージされておっしゃっているのかというところで、どちらかというところ、ご説明あったとおり、これは生活再建のための資金であるというところ、事業資金というイメージとは違うのかなというところ。

ただ、もう1点、これ、先ほど副委員長からもありましたけれども、重点支援地方交付金がこれから下りてくる予定で、この中で、国のほうも閣議決定していますが、陳情に書いてある、「非課税世帯の返済を免除する」ということで、まさに緊急小口資金は免除になったのですけれども、この非課税世帯の皆様にはこれから7万円交付をするというようなことも、国のほうで決定されていて、恐らくこれも成立することになっていますので、こうしたことにも対応しているのかなということは余談として付け加えておきます。

以上のことから、今回のこの陳情に関しては不採択ということにさせていただきます。

### ○山本委員

本日結論を出すで、結論は不採択でお願いいたします。

私も長くなりますが、理由を述べます。こちら、陳情者の方の思いはとても理解をいたします。足元のこの物価高、様々なエネルギー価格の高騰などにより、すごく難しい状況であり、支援をしていくこと、その必要性については感じております。また、その考え方についても一定理解をしております。

その中でですけれども、まず、返済免除というところについては、通常の貸出しに対するモラルハザードとか、その影響もありますので、心情的には分かるのですが、やはりこの部分は、陳情にはなかなか応えがたいのかなというところがございます。事業者の皆様のこの足元の状況を踏まえての事業計画の練り直しを受けて、返済猶予に伝えていくということが大事なのではないかなというふうに思っております。そして、返済猶予については、先ほどご説明がありましたけれども、借換専用資金があるということで、その受皿はあるのでぜひこれを活用していただきたいと思っております。

金利については、先ほどご説明ありましたように、品川区の融資制度では、非常に低い水準でございますので、これを享受いただくということをしていただいているのかなというところがございます。新規の貸付けの要望については、先ほどもご説明ありましたけれども、まだ利用の余地が多くあるのではないかとこのところで、こういったところを活用いただくのがいいのではないかとこのところでございます。ですので、貸付けの返済の猶予対策ですとか新たな事業資金の貸付けについては、そのようなことかなと思っております。

手続きの簡素化のところは、ほかの委員からもご説明ありましたけれども、また、他自治体と含めてもできることをやっている。やはり、この手続きの簡素化のところでは事業者の方々が思われているのは、やはり金融機関のほうでの手続きがかなり、実際借り入れるということで、時間かかってしまうところにもすごく課題を感じているのかなというふうに、個人的には思っておるのですが、ここはやはり、各金融機関、審査等もお金を貸すということで時間がかかってしまうところは一定程度ある、やむを得ないのかなとは思いますが、事務手続きのところでの簡素化というと、区だけではなくてそういった金融機関の簡素化も必要だと思いますので、そういったところは区からも、関係する金融機関に、事務的など簡素化はご要望いただければなというふうに思っております。

あと、緊急小口資金の貸付のところについては、委員長やほかの方からのお話もありましたが、生活福祉資金の貸付け制度、東京都などがやっているものがございまして、こういったものを個人事業主の方も低所得者の方々は使っていただけると私は理解しておりますので、こういったものをぜひご利用いただけるようにしていただくことがよいのかなと思っております。

ということでお伝えしたいのが、今、新たな制度をつくるというよりはできるだけ現状制度を活用していただくことが大事かなというところです。そうしますと、現状この陳情者の方や、あとはフリーランスの方々など、区内の事業者の皆様はまだまだ、こういったものを知っていただいていない状況なの

ではないかなと推察しております。この陳情者をはじめとする区内の小規模事業者の皆様を知っていたできるように周知をしていただきたいというところがございます。

そして、特に厳しいという、緊急小口資金の貸付の検討をされている方々については、こういった、区ではないですが、この社会福祉協議会が別途、そういう緊急的な福祉的な貸付け制度があるということとをぜひ教えていただき、連携していただくとかご案内いただくとかということで、ぜひそういった困っている区民の方々にも連携をいただきたいなというふうに思っております。これは要望でございます。

そのような困っている方々へ、ではどうしたら周知できるか、どうしたら届くかというのは私も考えていきたいと思うのですが、区としても、ぜひ工夫をご検討いただきたいということと、ご相談にいらした方々への丁寧な対応に努めていただきたいというところで、こちらも要望でございます。

#### ○石田（ち）副委員長

結論を出すで、採択でお願いしたいと思います。

本当に、中小業者が厳しいというのは今皆さんもおっしゃっていたところなんです。であれば、こうした支援策をさらに前に進めていくことが必要だと思います。

それで、陳情理由の①は、各部署に働きかけてほしいということなので、品川区のあっせん事業をさらに猶予してほしいということで、それは区としてはできることだと思うのです。それで、この新たな資金の貸付、貸付とおっしゃっています。本当に大変な中で、さらに貸してほしいということですので、これもささやかな、本当に今を乗り切らせてほしいと訴えているのだと思います。

それで、この緊急小口資金のところも、陳情で「生活の基盤」と言っているのですけれど、やはり事業のほうがいっしょにすれば生活も回っていくということを言いたいのだろうなと思いますし、私たちもずっと、中小業者の苦しい声も聞いてきましたから、ずっと固定費の補助をと求めてきています。そうした部分では区としては、本当にこれを進めていただきたいなというふうに、もうずっと私たちも求めてきたことですので、もうこれは大賛成なのです。

この陳情全体を見ても、大きな願いは言っていないで、本当にささやかな願いであるなというふうに思います。それを支援するという、してほしいというところは、ぜひ応えていただきたいなと思いますし、私は議会として応えていきたいなと思いますので、採択です。

#### ○藤原委員

結論を出すで、不採択でお願いします。

理由は、自民、公明、未来と重なるので、あと、共産ともある部分は、結論は違ってしまっただけでも、結論は違うけれども、本当に厳しいというのはよく、陳情者の方々のお気持ちというのは分かります。だから、品川区は、できることは今、目いっぱいしてくれているのだと私は思うのですけれども、課長、職員の方々の対面をしている大変さは分かりますが、本当に丁寧に、そして思いやりを持って、区の職員は法令・条例に基づいてそれを担保に動いていると思うのですけれども、やはり人として寄り添っていただいて、ご相談、相談受けても結果というのは出てしまうかもしれないが、その辺は対面でやっていくわけですから、思いやりを持って接していただきたいと思います。

#### ○せらく委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

理由といたしましては、区内の事業者の皆様、あと、生活する皆様も今、物価高騰、エネルギー価格の高騰ですごく大変な思いをされていることは理解しておりますけれども、区で提供している支援が今

あるという、ご説明の中でもありましたが、そういう現状でそういったところをしっかりと使っていただきたい。それには、先ほども出ましたけれども、窓口での案内や丁寧な対応というところが大事になってくると思いますので、そういったところを私も、窓口の皆様にはしっかりと対応していただけるようお願いをいたしまして、こちらの陳情に対しては不採択をお願いいたします。

#### ○横山委員

本日結論を出すで、先ほどの説明、議論を踏まえまして、不採択をお願いいたします。

引き続き、きめ細やかな資金繰りの支援ですとか、手続きの迅速化を含めた、区内経済の下支えというのをぜひよろしく願いいたします。

また、ご相談があった際には、福祉のほうも含めて、適切なメニューをご案内いただくとともに、必要な人に必要な支援が届いていくということを意識していただいて、お一人おひとりのご事情に寄り添った対応をお願いいたします。

#### ○西村委員長

それでは、本陳情については、結論を出すことのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○西村委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情につきましては、挙手により採決を行います。

それでは、令和5年陳情第48号、持続が困難な小規模事業者を支援するための陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

#### ○西村委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件および請願・陳情審査を終了いたします。

---

### 3 その他

#### ○西村委員長

最後に、予定表3、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、区民委員会に係わる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃる場合は、その基礎となる一般質問の項目とそれに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めてまいります。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問について、終了いたします。  
ほかに、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。  
以上で、本日の予定は全て終了いたしました。  
これをもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午後0時04分閉会